

## 役員名簿 1

任期：2023年6月総会から2025年6月総会まで

川崎白門会支部  
かわさきと共に歩む川崎白門会  
2023年6月10日現在(総会承認日)  
(2024/6/8役員変更役員会・総会承認)

## 1. 規約第5条第2項による総会選出

(卒年次順)

役職名	氏名		卒年	氏名		卒年
支部長 (会長)	松木茂夫	幸区	S44			
会計監査	石渡光一	宮前区	S36	砂田慎治	中原区	S44

## 2. 規約第5条第3項による支部長の委嘱

(卒年次順)

役職名	氏名		卒年	氏名		卒年
副支部長 (副会長)	酒巻忠雄	多摩区	S39	光常武二	川崎区	S43
(5名)	岩淵義昭	川崎区	S44	清水雄一	中原区	S46
	増田隆	多摩区	S50			

## 3. 規約第5条第3項による支部長の委嘱・規約第9条第1項・第6項により互選

(卒年次順)

役職名	氏名		卒年	氏名		卒年
幹事長	安岡博文	高津区	S53			
事務局長	吉村猛彦	横浜市	S60			
事務局次長 兼副幹事長	山田信昭	多摩区	S46			
副幹事長	中村淳子	多摩区	S53	大石克嘉	幸区	S61
幹事	河内隆史	座間市	S46	染谷平	中原区	S50
(18名)	茂岡幹弥	横浜市	S53	伊藤弘	中原区	S56
	中山稔*	川崎区	S56	矢崎守孝	幸区	S56
	波平英一郎	日光市	S58	小林喜浩	麻生区	S59
	西巻亨	町田市	S59	向坂光浩	多摩区	S60
	藤井智弘	川崎区	S63	向野龍彦	多摩区	H 1
	日笠健二	麻生区	H 3	清田英之*	横浜市	H 5
	矢口統一	川崎区	H 7	志水晋介	東京都	H11
	小林直樹	川崎区	H16	白川勝人	高津区	H17

- ※1 ・会議種類は、規約第12条により総会・役員会・幹事会とする。役員会は、規約第12条により支部長(会長)が招集。  
・役員会は、規約第16条第1項により主として支部長(会長)・副支部長(副会長)・幹事長・副幹事長・幹事・事務局長・会計監査をもって構成する。  
・相談役・顧問(含む名誉会長・参与)は、規約第10条第2項により必要に応じて役員会等において意見を述べる事ができる。(議決権無し)
- ※2 ・幹事会は、規約第12条第5項により第9条第2項の業務を遂行するために設置する。  
・幹事は、規約第9条第4項により総会・役員会の決定事項を推進・実行する。
- ※3 三役会は、役員会の運営をスムーズに推進・実行するため、役員会で審議・検討する事項等を事前に協議・検討することを目的。  
支部長(会長)が招集し、構成員は、原則として支部長(会長)、幹事長、事務局長、副幹事長とする。  
ただし、支部長(会長)が必要と認めたとらば、副支部長(副会長)等他の役員及び外部の者の出席を求めることができる。

# 役員名簿 2

任期: 2023年6月総会から2025年6月総会まで

川崎白門会支部  
かわさきと共に歩む川崎白門会  
2023年6月10日現在(総会承認日)

1、支部長(会長)の委嘱(規約第10条相談役・顧問に準じる:平成27年6月20日総会において承認) (卒年次順)

役名	氏名		卒年	氏名		卒年
名誉会長	金子和夫	宮前区	S34			

2、支部長(会長)の委嘱(規約第10条相談役・顧問に準じる:平成27年6月20日総会において承認) (卒年次順)

役名	氏名		卒年	氏名		卒年
参与	織田勝久	宮前区	S62	鈴木朋子	麻生区	S62
(5名)	嶋崎嘉夫	川崎区	S63	青山圭一	多摩区	H3
	橋本勝	多摩区	H10			

3、規約第5条第3項による支部長(会長)の委嘱 (卒年次順)

役名	氏名		卒年	氏名		卒年
相談役	大谷正勝	中原区	S39	森山功	幸区	S40
(4名)	千葉景子	横浜市	S46	菅原進	多摩区	S48
顧問	伊奈忍	多摩区	S34	千葉五郎	宮前区	S34
(7名)	二村篤	麻生区	S34	大里慶三	幸区	S38
	長谷川忠司	三郷市	S49	松島健寿	多摩区	S42
	下村勝己	世田谷区	S52			

- ※1 名誉会長は、支部長(会長)の委嘱、役員会の推薦により選任され、本会の運営に助言等をする役職である。
- ※2 参与は、支部長(会長)の委嘱、役員会の推薦により選任され、行政に携わる者で、主な役割は副支部長・幹事と同様である。
- ※3 相談役・顧問は、支部長(会長)が必要と認めた場合に規約第5条により選任される。本会の円滑な運営を図るために助言等をする重要な役職である。
  - ・相談役: 本会の設立・運営に携わり、本会運営・管理上の重大な問題に関して大胆な助言及び時には調停をする役職である。
  - ・顧問: 過去本会の役職にあった会員であり、支部長(会長)が特に推薦した会員で本人の知識や経験に基づいて本会運営上の実務的な助言をする。
- ※4 役割に関しては、名誉会長、相談役、顧問、支部長(会長)、会計監査、幹事長、参与には原則個別の役割は無いものとする。